

当院は、厚生労働省の定める施設基準に基づき各種届出を行い、以下の加算を算定しております

- ・外来・在宅ベースアップ評価料( I )
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3
- ・一般名処方加算

## 【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当院では、質の高い医療を提供するため以下の体制を整備しており

令和8年6月より、電子的診療情報連携体制整備加算3を算定しております

### ■ 医療 DX 推進体制

- ・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・患者様の診療情報を取得・活用して診療を行っております
- ・マイナポータルの医療情報に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております

### ■ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化のため、診療報酬明細書を無償で発行しております

## 【一般名処方加算について】

当院では、患者様に必要な医薬品を確保するため、一般名処方(お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること)を行う場合があります